

相続税、電子申告可能に

10月から個人の国税手続き整う

2019.11.6
相続税の申告・納税が
10月からインターネット
でできるようになる。国
税庁が国税電子申告・納
税システム「e-Tax」
を使った相続税の申告を
受け付ける。所得税・贈
与税などに統一して相続税
も電子申告できるよう
なることで、個人による
国税の税務申告のデジタ
ル化がほぼ整った。

10月から「e-Tax」で
受け付けるのは今年1月
1日以降の相続が対象。
相続税の申告書は現
在、民間会社のソフトを
使うと、(被相続人の死亡)から
原則10カ月以内なので、
例えは今年1月20日に相
続が開始した場合は11月
20日が申告期限となる。
相続人や申告を代理で
きる税理士は同様のホー
ムページで相続税のe-Tax
ソフトをダウンロードして
申告書を作成し、後、電子証明書を添付し
て同様に送信する。戸籍
謄本など添付書類もPDF
で送れるようにする。
相続税の申告書は現
在、民間会社のソフトを

相続税は不動産の評価
が複雑といった理由から
申告件数の8割以上を税
理士が代理しているとみ

られる。税理士の手を借り
贈与税と違い、相続税の
電子申告は作成の仕方を
助言する機能がない。個

人の自力申告には一定の
知識が必要になりそうだ
が、紙に書くよりは楽に
なるため個人の間でも徐々に普及しそうだ。